

神は神聖な会議において審判を行う

詩編 82 編は今まで読んできた詩編とは少し趣を異にしている。この地上では裁判官が公正な裁きを行うことが期待されるが、古今東西、公正な裁きが行われているとは言い難いだろう。米国でもトランプ元大統領（犯罪者として起訴されているが）が連邦最高裁判事を自分に従う者たちで牛耳ったので彼らの任期中必ずしも公正な審判がなされることが期待できないと言う。日本でも三権分立とは言っても、行政府長官（首相）が判事を推薦するし、いわゆる下級審からもすでに出世のために「忖度」判断があり、社会的弱者救済の裁判をしっかりとやっているとは言えない。そのような中で、神が（天上の）神（単数形エル）の集会・会議（法廷）の中で、神々と相談し、神々の間で公正と慈しみをもって審判を行う（ミシュパート）という歌は心強いものであろう。それぞれが法廷で、裁判官から公正と慈愛に満ちた判断を言い渡されることをイメージ・黙想してみよう。あるいは期待した判決を得たれなかった人々の落胆と無念を想像してみよう。

1. 神は天上の神の「会議・会衆」の中に立ち審きを行う（1-2 節）

「民」あるいは「会衆」を意味するヘブライ語はヤエイダーであり、カーハール（民）と比べると、ヤエイダーは具体的に集会する会衆、会議の意味がより強いのであろう。重要なことは集まって語り合い、聴き合うことである。ヘブライ語では通常「神」と翻訳される「エロヒーム」は複数形であるので、なぜ、唯一神信仰であるのに「複数形」であるのかいろいろ解釈がなされてきた。その一つに、主なる神は天上の集会で神々と相談して決断されるという理解がある。（参照創世記 1:1、1:26「我々にかたどり、我々に似せて」）後の三位一体の神理解のように、神の中に関係性、交わりがあること、互いに相談して行動されるということが興味深い。しかし、ここでも「裁く」は第三人称単数形の動詞。

2. 審判の基準（3-4 節）

神の審判の基準は、弱者や孤児、苦しむ人、乏しい人、貧しい人の権利を擁護し、救済を与えることである。邪悪な者たちに味方するのではなく、敢えて言えば、形式的な正義・平等よりも「弱者に味方する、偏る必要」があるのである。それが「公平」なのである。神の会議とこの世の裁判、神の天上の会議とこの世における神の会衆としての教会はどのような状況にあるだろうか？ 弱者の権利を「守ること」、必要としている者・欠乏している者に「義を行うこと」、弱い者を「救済すること」、邪悪な者の手から「取り返す

こと」と言う4つの力強い動詞の命令形が用いられている。心に思うだけでなく、行動することが大切である。

3. 邪悪な者の権力は長く続かない (5-7 節)

神に逆らい、不正な裁きを行う人々は神とその公正さと憐れみに満ちる審判を知ろうとせず、理解もせず、闇の中に蠢く。「なんでもあり」で、道徳的秩序としての大地の基が揺れ動くかの様である。

しかし、神は宣言される。神とその審判を無視する者たちは参議に与る天上の神々でも、いと高き方（エルヨーン）の子らではないのだと。彼ら彼女らは、天上のひな型に対応していないと告発されている。「お前たち」（彼ら彼女ら）はアダム（土の塵から造られた人たち）のように死ぬ。没落する王子たちの一人のように倒れるであろうと歌われる。日本でも政治家は江戸時代まで「〇〇守」と言われたが、彼らは「神々」「君」であると考えられたのだろう。

4. 神よ、立ち上がって、地を裁いてください (8 節)

1 節において神は天上の会議では「立っておられる」がこの地上においても立ち上がり、裁きを行ってくださいと呼び掛けられている。神はイスラエルだけではなく、「全国民」統治される（嗣業とする）であろうから。

公正と慈愛において特に虐げられた者たちに審判を行う神に向かう力強い祈り・願い・告白である。